

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和元年度 「松阪市と三重労働局との雇用対策協定」に基づく運営協議会
2. 開催日時	令和元年6月7日（金） 15時30分～16時50分
3. 開催場所	松阪市福社会館 中会議室（松阪市殿町1563）
4. 出席者氏名	（委員） ○内藤彰彦、杉本公紀、西山 聡、 ◎内山次生、松本 健 【◎会長、○会長代理】 （事務局） 松阪市商工政策課 北畠和幸、森 冬香
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	なし
7. 担当	松阪市 産業文化部 商工政策課 勤労消費者係 北畠、森 TEL 0598-53-4338 FAX 0598-22-0003 e-mail syok.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

- (1) 平成30年度事業報告について
- (2) 「就労の広場（求職者相談コーナー）」の実績報告について
- (3) 令和元年度事業計画（案）について

議事録 別紙のとおり

令和元年度「松阪市と三重労働局の雇用対策協定」に基づく
運営協議会 定例会 議事録

日時 令和元年 6 月 7 日（金） 15：30～16：50

場所 松阪市福社会館 中会議室

【協議会】出席者（所属）（敬称略）（◎：会長、○：会長代理）

○内藤 彰彦（三重労働局 職業安定部長）

杉本 公紀（三重労働局 訓練室長）

西山 聡（松阪公共職業安定所 所長）

◎内山 次生（松阪市 産業文化部長）

松本 健（松阪市 商工政策課長）

【作業部会委員】出席者（所属）（敬称略）

井上 勝次（三重労働局 職業安定課 地方職業安定監察官）

藤田 泰彦（松阪公共職業安定所 統括職業指導官）

北畠 和幸（松阪市 商工政策課 勤労消費者係長）※事務局兼任

【事務局】出席者（所属）（敬称略）

森 冬香（松阪市 商工政策課 勤労消費者係）

【事項】

1. あいさつ

各委員より一言ずつ自己紹介

2. 審議事項

1) 平成 30 年度事業報告について

事務局から資料に沿って説明。

【質疑応答】

（委員）若年者対策で、地元企業見学会に市内の A 高校 2 年生全員に参加いただくということについて、先日伊勢市役所と行った同様な会議の中で、「バスツアーをやったが全然参加がなく数名だった」という話があった。2 年生全員というのは学校の意向か。

（事務局）進路指導の先生と話をする中で、生徒が地元の企業を全然知らないという話があった。相談の中で、「進路指導の先生は市が事業所訪問研修に連れていって

くれるので自分たちは分かるが、生徒たちは全然分からず、イメージも沸いてない。そのような状況なので、授業の一環として実施してもらえのなら調整する」と先生におっしゃっていただいた。今はこの高校の生徒の半分くらいは進学していくが、その子たちも帰ってくるのならこちらにいる間に松阪の企業を知っておいてもらうのはいいことであるし、募集型ではなく、進学・就職関係なしに全員お連れするというような形で行うと決めてから動き出した。それから、募集型のバスツアーも別の係で商工業振興の部分で「匠発見ツアー」というのをやっている。そちらは製造業を中心に、工業、ものづくりの関係になるが、応募型で行っている。そちらは参加者が十何人とどうしても少なくなってしまう。人数は募集型だと集まらない。

(委員) 市内で5社というのはどのように選ばれたのか。

(事務局) 企業誘致連携課という部署があり、そちらが1社を支援するハンズオン支援というのを行っており、プレゼンで事業提案を年度当初にさせていただき、その公開コンペの中で1社選ばれる。その会社を1年間集中的に支援していくというような制度である。そのハンズオン支援をする事業所のほかにも、松阪市の企業立地の協定や、事業拡大のための協定などを何社か締結することがある。そのような事業所は集中的に支援しようということで、このような部分で高校との接点を持たせるなど、協定を結ぶといろいろメリットがあるということも含めて、会社を選ばせていただいている。

2) 「就労の広場（求職者相談コーナー）」の実績報告について
事務局から資料に沿って説明。

【質疑応答】

(委員) 実績表について、「その他」が21%と非常に高く、松阪地域における外国人のパーセンテージも非常に高いのでその方々の支援措置かと思うが、「その他」にはどういった方々が含まれているのか。

(事務局) 生活困窮者であると思われるが、外国人はあまり入っていない。どこにも分類しにくい人が入っており、外国人の方も生活困窮でなければここに入ってきている。最近相談票にも外国人の名前が多い。

(委員) 松阪市は外国人の占める割合が8%くらいで、三重県は2.6%くらいだと思うが、その中から見ても非常に高い数字を示している。その中の57~58%はフィリピンの方である。そのような方々の支援措置がこの中に少し盛り込まれているのか

なと思ったが、この中にも入っているということか。

(事務局) そうである。松阪市役所を入れてすぐ左側にタガログ語とポルトガル語の通訳が常駐しており、市役所の中の手続きや、市内の医療機関にかかるときなどに通訳として同行したり、就労の広場にお越しいただく際にも、日本語の通じない方であれば同行されており、ご活用いただいている。

3) 令和元年度事業計画(案)について

事務局から資料に沿って説明。原案どおり承認された。

【質疑応答】

(委員) 障がい者の関係で、ハローワーク所長の集まる会議でも言っているが、ハローワークからの就職件数はずっと伸びているというのも、5月にも記者発表したが、障がい者の求職者の数がなかなか伸びていない。特に身体の方は少なく、高齢の方が目立つ。知的の方や精神の方、特に最近は精神の方を中心に会社も考えていただかないと、と言っている。一方で、我々としては求職者の数を多く確保していかないと、紹介してほしいという会社が非常に多くなっている中で、応えきれないということがある。

それから、外国人の項目を入れていただいたのは、全国的にも、厚労省からも、なるべく雇用対策協定を締結している自治体とは、計画の中でも積極的に入れていただくよという話があって、厚労省としては大きな政策転換だという見方をしている。今回の特定技能の受け入れを始めるというのは、これまで単純労働の受け入れはしないということですずっときていて、高度な人が技能実習での枠組みの受け入れのどちらか、技能実習はあくまで単純労働ではなく、日本の技術を学んで帰ってもらう、単純労働の受け入れではないという形でやってきたのを、単純労働でも受け入れますという舵を切ったわけなので、すごく大きな転換である。実際にこれを拡大してどうなるかというのがなかなか見えないところがあって、人数枠とかは一応あるが、海外から日本をどう見ているかというところがあって、どれくらい希望される方がいて、一方で、外国人というと技能実習で受け入れてきたということがあって、安く雇えるみたいなのところが、会社の思いとしては根強いので、やはりそのままでは今後厳しいだろうと思う。今回外国人の雇用関連の指針が改正されたが、その中では、外国人にもちゃんと労働条件を明示するとか、基本的なところではあるかと思うが、そこがかなり丁寧に書かれたりしているので、受け入れるにあたってちゃんと日本を選んでもらえるようなところが大きいかなと思うので。あとは受け入れが大量に来るということで、生活面をどうするかというところが自治体の持ち分になってくると思うが、実際

に増えてしまっていてどうしようみたいな話になってくると思う。この場でも、この場でなくても実際に松阪市として、どうもこうなってきたぞとか、こうなりそうだというときにハローワークを始め、国の労働行政にこういうところを面倒を見てほしいとかそういうのが出てくると思うので、ご意見をいただきたい。A社の時もそうであったが、今までだとそんなに言われなかったようなところが、県庁は自治体として何もしなくていいのかというような意見が出たので、今後外国人の大量退職とか、何か問題が起こったときに市町の方にも話が飛ぶこともありうる。そこは当然労働局もそうであるが、何をしなければならないか、早め早めに相談していかないと注目の度合いが今までとは違うので、またその辺は情報交換させていただければと思う。

(事務局) 外国人の部分は我々が直接担当ではないが、外国人の生活面のサポートというのは、ごみの捨て方一つ、社会的なルールもそうであるが、文化面の違いというのを日本人と外国人、全然違うのだということをまず認識していかないと共存していけないと思う。意識的な理解の部分も含めて、自治体には幅広いサポート体制が課されてくるのではないかと考えているので、雇用・労働の部分だけに限らず、市として外国人労働者のサポートの仕組みづくりを検討していかなければならないと思う。

それから、障がい者雇用の部分について、松阪は小規模なA型が多いので、大規模なところがあるとまた少し状況も変わってくるのかなという思いも持っている。

(委員) 少し前に、あるA型事業所の施設長と話す機会があった。一般就労を頑張っているが、それに対するメリットがまだないと言われ、もう少し制度的になんとかしてほしいという話があった。そういう望ましい形でやってくれているところに、何か表彰ではなくても、スポットライトを当てていけるといいのかもしれない。

(委員) 先ほどおっしゃっていただいたような話、この中に含めていただいた外国人対策というのが最重要課題だと思っている。6月が外国人労働問題啓発月間になっているので、それに合わせて三重県と三重労働局と連絡会議というのを5月31日に結ばせていただいて、県も同じように啓発月間の時期に合わせて協力をしていこうという方向性を持って、現在動いているという状況である。おそらく、その内容は、今松阪市から提案していただいた内容で網羅されていると思っている。国と県と連絡会議というものが持たれて、それ以降、市はどうかと言われると、責任の度合いとか協力とか、ハローワークと連携しながら、または全体が一致してやっていくということも必要ではないかと思っている。少し古い話だが、平成22年11月の事故(松阪市在住のフィリピン人十数人の方がA社の

関連会社への異動後に大型トラックと衝突して亡くなった)の際には、労災も労働安全衛生法の関係も、雇用保険の関係も全て未加入であったという状況の中で、労働局全体が大混乱したような事案があった。そのようなことがあって、今も石柱・石碑が立っているが、そんな事案があってからでは遅いということで、今回の雇用対策協定の中に一つの大きな目玉として盛り込んでいただいたことは成果の一つに繋がっていくのではないかなと思うので、感謝をしたいと思う。

(事務局) 外国人対策については、今までは正直頭に全くなかったが、ご提案いただいて入れさせていただいたところなので、今後は何かしら進めていけるようにしたい。市で実施の部分がだいぶ弱いですが、何かしら検討していきたい。

(委員) 最近いろいろと新聞に出ているA社の関係であるが、二次下請けに当たる事業所での業務量が減ってきて、勤務体制の見直しをしたということで、収入が減ってきた。給料が減ってきたことを受けて、家賃などの補填ができないとか、そんな話が市役所の福祉のほうにも出ている。それから、外国人の方は、契約期間満了でやめてくる。たとえば、3月末の契約期間満了でやめる方、4月末でやめる方、というのがあって、給料が下がったことによって、3月末の契約期間でやめて違うところを本人で探して移るという方があって、4月末でやめた方が11人、5月末でやめた方が17人、その二次下請けは約150人の企業であるが、それが毎月毎月、そんな形で契約期間満了で自主的にやめてきたりすると、求職者はどんどん増えていく可能性がある。そのために、面接会のようなものももしかしたら必要になってくるかもしれないと考えている。市との連携のもと、今の障がい者と同じような感覚の面接会もしていかなければならないとも想定している。

(事務局) 現在、ハローワークには、タガログ語やポルトガル語の通訳はいるのか。

(委員) 月曜日と水曜日の10時~16時で1人いる。今は週2日だと回らないような状況になってきている。タガログ語の関係で面接会等を開催するときには、もしかするとまた市の通訳さんのお願いをしなければならないかもしれない。実際のところ、タガログ語の方で、ボランティアみたいな形で登録されている方は結構いるのか。

(事務局) 市の窓口には、タガログ語とポルトガル語、常時1人ずついる。松阪のフィリピン人協会やブラジル人協会などでのネットワークを通じて探していくというのは可能かと思う。今どのようなことができるのかというのは頭に入っていないが、そういう人探しは、そのような手がかりでいけるのかなと思う。

(委員) なんとなく、景気というか経済というか、有効求人倍率的な話でも、もう天井まで来たのかなという雰囲気がある。先ほどの話もそうであるが、技能実習を途中で切ってしまうと、切るといってももう仕事がないのでということで、松阪で働いていた方が他県に行って、別のところで実習をというようなことも出てきている。一昔前に派遣村という騒動があったが、失業したというときに、結構外国人問題的に取り上げられることがあるのかなと、年末のA社の騒動を見て思うところなので、その辺は念頭において我々もやっていく必要があると考えている。

(委員) 障がい者雇用、外国人の雇用対策、高齢者雇用対策、助成金の資料を添付させていただいた。今回の事業計画の中の一つ一つに関わるのかと思うので、またご参考にしていただきたいと思います。

3. その他

事務局から、南三重地域の若者定住に向けた地元就職支援について、資料に沿って説明。